



2026年1月19日

各 位

会 社 名 メディカル・データ・ビジョン株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩 崎 博 之
(コード番号: 3902 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 小 倉 健 次
(TEL. 03-5283-6911)

会 社 名 日本生命保険相互会社
代表者名 代表取締役社長 朝 日 智 司

(訂正) 日本生命保険相互会社による
公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

日本生命保険相互会社は、メディカル・データ・ビジョン株式会社の株券等に対する公開買付けに関する2025年12月16日付公開買付届出書について、金融商品取引法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年1月19日付で関東財務局長に提出しました。これに伴い、2025年12月16日付「公開買付開始公告」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせします。

以 上

本資料は、日本生命保険相互会社（公開買付者）が、メディカル・データ・ビジョン株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年1月19日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2026年1月19日
日本生命保険相互会社

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う 公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

日本生命保険相互会社（社長：朝日智司、以下「当社」）は、2025年12月15日、メディカル・データ・ビジョン株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場、証券コード：3902）の株券等を金融商品取引法（以下「法」）による公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得することを決定し、2025年12月16日より本公開買付けを開始しています。

今般、当社が、公正取引委員会から2026年1月8日付で独占禁止法第11条第1項但書に基づく認可、及び金融庁長官から2026年1月15日付で保険業法第106条第4項に基づく認可をそれぞれ取得したこと等により、2025年12月16日付で関東財務局長に提出した公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告（以下「本公開買付開始公告」）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年1月19日付で関東財務局長に提出しました。

これに伴い、本公開買付開始公告を一部訂正しますので、下記のとおりお知らせします。なお、本訂正是、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

※訂正前の公開買付開始公告はEDINETをご確認ください。

URL : <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WZEK0050.aspx?S100XAIX>

[本公開買付開始公告の訂正内容（訂正箇所に下線）]

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付期間の末日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第11条第1項但書による公正取引委員会の認可（以下「本認可①」といいます。）若しくは保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）第106条第4項による金融庁長官の認可（以下「本認可②」といいます。）を受けることができなかった場合、本認可①及び本認可②を受けたが、本認可①若しくは本認可②に公開買付者が同意できない条件が付されている場合、又は公開買付期間の末日の前日までに本認可①若しくは本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

(訂正後)

<前略>

また、公開買付期間の末日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第11条第1項但書による公正取引委員会の認可又は保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）第106条第4項による金融庁長官の認可が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

以上

2025-2969G, 広報部